

厚生労働省 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究

無断外出対応

無断外出の動機の類型や無断外出発生時の対応の流れについて理解し、無断外出の予防と、万一入所児童の無断外出が発生した場合の対応がスムーズに取れるようになることを目的とします。

目次

1.無断外出についての考え方	2
2.無断外出の動機の類型	3
3.無断外出への対応	4
4.無断外出の対応フロー	5

無断外出についての考え方

- **一時保護所からの無断外出は子どもの最善の利益を損なうことにもつながりかねないもの**であることから、可能な限り子どもに対して無断外出がなぜよくないのか十分な説明をするとともに、**一時保護所での生活が子どもにとって安全・安心で魅力的なもの**であるよう努力することで、これらの防止に努めます。
- **やむを得ず物理的な無断外出防止対策を取らなければならない場合は、これも子どもに対して十分に説明し同意を得る**努力を行うことが必要です。
- **一時保護中の子どもが無断外出したときは、児童相談所職員が自らその子どもの発見、保護に努めるとともに、保護者その他の関係者に連絡し可能な限り搜索**します。また必要に応じ警察署に連絡して発見、保護を依頼します。
- 一時保護を解除する場合においても原則として保護者等の了解を得てから行い、一方的な一時保護の解除は避けます。
- 一時保護中の子どもが無断外出し、他の都道府県等の児童相談所等に一時保護された場合には、子どもの福祉を十分に勘案し、いずれが移送あるいは引取りをするかを決定します。原則として、元の児童相談所が現に子どもの身柄を保護している児童相談所に引取りに行くことが望ましいと思料されます。

無断外出の動機の類型

- 無断外出の動機の類型については、例えば「逃避型」「目的達成型」「遊び型」の3つがあります。

無断外出

◇ 無断外出

3タイプの無断外出

- 目的達成型
- 逃避型
- 遊び型



目的達成型

◇ 無断外出

- ◇ 仲間に会いたい、彼氏に会いたい、など明確な目的を持って、それを達成するために無断するもの。
- ◇ 入所前の、インフォームドコンセントが重要。

➡➡➡ 入所後も保護の目的を
繰り返し説明することが重要

逃避型

◇ 無断外出

- ◇ 保護所の生活に嫌気がさして、目的もなく逃避していくもの。
児童同士の人間関係や、生活への漠然とした不満。

➡➡➡ [児童間のいじめや暴力の根絶、
活動の充実等、保護所内の
取り組みが重要。]

遊び型

◇ 無断外出

- ◇ なんとなく、外へ出てみたい、スリルを味わいたい、刺激が欲しいなどの利用で無断するもの。

➡➡➡ [活動の充実、
外へ出たいという誘惑の防止
建物構造の工夫]

(出所) 江戸川区児童相談所 一時保護課長 茂木健司氏 提供

無断外出への対応

無断外出に対する備え

- **無断外出については発生予防が重要**です。日課での子どもの様子、ストレス状況に配慮し、**子どもが安全・安心に過ごせる環境を構築することで無断外出の動機を惹起させない**よう留意します。
- また、日常からの子どもの行動特性や成育歴、子どもの写真などを記した捜索用の参考資料を作成したり、**一時保護所周辺の地理状況などについて日ごろから把握したりすることで、無断外出発生時の初動対応をスムーズに行えるよう準備**します。

無断外出発生時の対応

- 一時保護中に、無断外出などの行動上の問題が発生した場合には、その影響を受けている子どもたちも含めて適時適切に対応することが求められます。

無断外出した子どもが保護され、帰ってきた場合の対応

- 職員は子どもの顔を見て「良かった、安心した」といった言葉をかけ、温かく迎え入れ、帰ってきてくれた喜びを伝えることが大切です。
- そして職員は、無断外出などの行動上の問題は子どもからの必死なサインであり、そうせざるを得なかった気持ちなどに寄り添いつつ、子どもからの説明を傾聴し、様々な感情を受け止めます。
- 無断外出などの行動上の問題に対して、作業や運動などを罰として科すといった対応を取るべきでなく、支援の過程を通して、子どもが失敗したが成長できたといった成長感や自己肯定感に繋げるような支援を展開することが重要です。

無断外出の対応フロー

予防	問題行動の前兆の発見	<ul style="list-style-type: none"> • 日常からの子どもの行動特性の理解（脱出経路など探していないか、子ども同士にしかわからない合図を送っていないか） • 子どもの写真等記した搜索に当たって参考となる資料の作成 / 周辺地域の地理状況の把握 • 緊急連絡網の整備
介入	初動対応（一次搜索）	<ul style="list-style-type: none"> • まずは建物内の搜索を行う • 建物内で発見できなかった場合は近隣の搜索を開始し、同時に無断外出発生的事实を管理者に報告 • 早期発見のために子どもが立ち寄りそうな箇所へ連絡し情報提供を求める
	二次搜索	<ul style="list-style-type: none"> • 搜索要員を増員して一次搜索より広範囲で搜索を行う • 所轄の警察署と鉄道警察隊に搜索を依頼する。 • 搜索願は無断外出発生後30分～1時間以内に提出する
	子どもの発見	<ul style="list-style-type: none"> • 警察による保護・発見 <ul style="list-style-type: none"> • 複数職員での対応を原則とし子どもの身柄を引き取りに行く • 職員による保護・発見 <ul style="list-style-type: none"> • 複数の職員での対応を原則とし施設に戻る • 子どもが自分で戻る <ul style="list-style-type: none"> • 禁止物品の持ち込みがないか確認を行う
事後処理	聴き取り調査	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもが落ち着いたら聴き取りを開始し事実確認を行う • 中立的立場で子どもの話を聞く。威圧的な態度にならないよう厳に注意する • 子どもの逃げ道をふさがないようにする • 子どもが複数で無断外出した場合は個別に聴取を実施する
	全体会議	<ul style="list-style-type: none"> • 事の顛末を全職員で共有する • 当該児童への支援方法の確認と指導方法の統一を図る • 再発防止策を検討する • 全児童に対して当該児童が帰ってきたことを報告するとともに全体的な指導を行う • 当該児童と面接し再発防止のための方法をとともに考える

参考文献

- ・ 厚生労働省「一時保護ガイドラインについて」子発0331第4号 令和2年3月31日
- ・ 浅井春夫 編著：子どもの暴力対応実践マニュアル：児童福祉施設・児童相談所・学校.
建帛社. 2011